

* 介護予防支援会議について

- 1 目 的 短期集中型通所サービス（シニア元気プログラム運動器機能向上）を利用する方を対象に、利用者本人が目指す生活の実現を踏まえ、リハビリテーションの専門職から助言を受けることにより、介護予防の機能を強化する。
- 2 対 象 者 短期集中型通所サービス（シニア元気プログラム運動器機能向上）の利用者
- 3 出 席 者 理学療法士または作業療法士、
地域包括支援センター職員
(委託を受けている居宅介護支援事業所のケアマネジャー)
- 4 運 営 方 法 理学療法士会または作業療法士会の会員が、担当する地域包括支援センターへ出向いて実施。
- 5 日 時 各地域包括支援センターで毎月 1 回定例として開催
(毎月第〇の〇曜日 15:00～、現在調整中)
- 6 実 施 時 期 サービス開始前

<その他>

- ・ サービス開始を急ぐ場合は、直近に開催する介護予防支援会議を利用する。
- ・ 事前に理学療法士または作業療法士への資料送付は不要。当日確認する。
- ・ 介護予防支援会議での検討を行わずに、サービス開始は出来ない。
→ 書類のみの審査は行わない。